

表1 定期水質検査の検査頻度(水質基準項目)

高津戸町公園

No	基準項目	基準値	分類	削減不可項目	省略不可項目	※1 給水区域内の過去3年間の最大値(R3年度~R5年度) (x.xxは、定量下限値以下を表す)	原水			給水							
							浄水受水	地下水(認定水源)	地下水(緊急用井戸)平川1号井	法令に基づく検査頻度	蛇口						
1	一般細菌	100CFU/mL以下	病原生物の代替指標	●	◎	0	年5回(A)	-	-	月1回	月1回						
2	大腸菌	検出されないこと		●	◎	不検出				月1回	月1回						
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下				<0.0003				年1回	-	-	年1回(B)	-			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下			<0.00005												
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下			<0.001												
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下			<0.001												
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下			<0.001												
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下			<0.002												
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下			<0.004												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	●	◎	<0.001	年4回									年4回		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下			0.8	年1回(B)									-	-	-
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下			0.09												
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.1												
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下			<0.0002												
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下			<0.005												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			<0.002												
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下			<0.001												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下			<0.001												
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下			<0.001												
20	ベンゼン	0.01mg/L以下			<0.001												
21	塩素酸	0.6mg/L以下	●	◎	0.10	年4回				-	-	-					
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	●	◎	<0.002												
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	●	◎	0.017												
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	●	◎	0.003												
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	●	◎	0.010												
26	臭素酸	0.01mg/L以下	●	◎	0.001												
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	●	◎	0.041												
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	●	◎	0.003												
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	●	◎	0.001												
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	●	◎	0.003												
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	●	◎	<0.008	年1回(B)				-	-	-					
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.01												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下			<0.02												
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下			<0.03												
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.01												
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味覚		26.7	年1回	-	-	-								
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色		<0.005												
38	塩化物イオン	200mg/L以下	●	◎	20.3					月1回	月1回						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	味覚		127					年4回	-	-	-				
40	蒸発残留物	500mg/L以下			271												
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡		<0.02									年1回(B)			
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	●						<0.000001	発生時期に月1回	発生時期に月1回	-	-			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		●						<0.000001							
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡		<0.005					年4回	-	-	-				
45	フェノール類	0.005mg/L以下	におい		<0.0005									年1回(B)			
46	有機物等(TOC)	3mg/L以下	味覚	●	◎	1.0	6~8月に月1回	-	-	-							
47	pH値	5.8以上8.6以下	●	◎	7.7												
48	味	異常でないこと	●	◎	異常でない	月1回					月1回						
49	臭気	異常でないこと	●	◎	異常でない	年1回					-	-	-				
50	色度	5度以下	●	◎	<1												
51	濁度	2度以下	●	◎	<0.1												

※1 R6年度は、まだ全ての検査を終了していないが、今のところ異常値はない。

(A) 浄水受水の水質データは千葉県営水道から提供される4回/年のデータ+千葉市が測定する1回/年のデータ。

(B) この項目は、水道法施行規則第15条第1項第3号ハにより、検査回数を減じることができる。

要約 過去3年間の最大値が基準値の1/5以下の場合は年1回以上、1/10以下の場合は3年に1回以上とすることができる。

ただし、水源水質に変化がある場合は、除く。

表1 定期水質検査の検査頻度(水質基準項目)

はなみずき公園

No	基準項目	基準値	分類	削減不可項目	省略不可項目	※1 給水区域内の過去3年間の最大値(R3年度~R5年度)(<x.xxは、定量下限値以下を表す)	原水			給水		
							浄水受水	地下水(認定水源)	地下水(緊急用井戸) 大野台1号井	法令に基づく検査頻度	蛇口	
1	一般細菌	100CFU/mL以下	病原生物の代替指標	●	◎	0				月1回	月1回	
2	大腸菌	検出されないこと		●	◎	不検出						
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物・重金属			<0.0003				年1回	年1回(B)	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				<0.00005						
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001						
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001						
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001						
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下				<0.002						
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				<0.004						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		●	◎	<0.001						年4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				0.63						年1回(B)
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				0.08						
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.1							
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下			<0.0002							
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下			<0.005							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	一般有機・化学物質			<0.002				年4回		
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				<0.001						
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001						
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001						
20	ベンゼン	0.01mg/L以下				<0.001						
21	塩素酸	0.6mg/L以下		●	◎	0.08					年4回	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	●	◎	<0.002							
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	●	◎	0.018							
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	●	◎	<0.003							
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	●	◎	0.009							
26	臭素酸	0.01mg/L以下	●	◎	0.002							
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	●	◎	0.037							
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	●	◎	<0.003							
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	●	◎	0.010							
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	●	◎	0.002							
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	●	◎	<0.008	年1回(B)						
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.01							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下			0.02							
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下			<0.03							
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.01							
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味覚		26	年1回				年1回		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色		<0.005							
38	塩化物イオン	200mg/L以下	●	◎	18.8							
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	味覚		120							
40	蒸発残留物	500mg/L以下			260							
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡		<0.02							
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	●	<0.000001						発生時期に月1回	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		●	<0.000001							
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡		<0.005						年4回	
45	フェノール類	0.005mg/L以下	におい		<0.0005							
46	有機物等(TOC)	3mg/L以下	味覚	●	◎	1.0				月1回		
47	pH値	5.8以上8.6以下	●	◎	7.8							
48	味	異常でないこと	●	◎	異常でない							
49	臭気	異常でないこと	●	◎	異常でない							
50	色度	5度以下	●	◎	<1							
51	濁度	2度以下	●	◎	<0.1							

※1 R6年度は、まだ全ての検査を終了していないが、今のところ異常値はない。

(A) 浄水受水の水質データは千葉県営水道から提供される4回/年のデータ+千葉市が測定する1回/年のデータ。

(B) この項目は、水道法施行規則第15条第1項第3号ハにより、検査回数を減じることができる。

要約 過去3年間の最大値が基準値の1/5以下の場合は年1回以上、1/10以下の場合は3年に1回以上とすることができる。

ただし、水源水質に変化がある場合は、除く。

表1 定期水質検査の検査頻度(水質基準項目)

さくら公園

No	基準項目	基準値	分類	削減不可項目	省略不可項目	※1 給水区域内の過去3年間の最大値(R3年度~R5年度)(<x.xxは、定量下限値以下を表す)	原水			給水				
							浄水受水	地下水(認定水源)	地下水(緊急用井戸) 大野台1号井	法令に基づく検査頻度	蛇口			
1	一般細菌	100CFU/mL以下	病原生物の代替指標	●	◎	0				年1回	月1回	月1回		
2	大腸菌	検出されないこと		●	◎	不検出					月1回	月1回		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物・重金属			<0.0003					年1回	年1回(B)		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				<0.00005								
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001								
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001								
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001								
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下				<0.002								
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				<0.004								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		●	◎	<0.001							年4回	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				0.6								
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				0.09								
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.1									
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機・化学物質			<0.0002					年4回	年1回(B)		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下				<0.005								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				<0.002								
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				<0.001								
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001								
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001								
20	ベンゼン	0.01mg/L以下				<0.001								
21	塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物	●	◎	0.08					年4回	年1回(B)		
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		●	◎	<0.002								
23	クロロホルム	0.06mg/L以下		●	◎	0.019								
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	◎	<0.003								
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		●	◎	0.010								
26	臭素酸	0.01mg/L以下		●	◎	0.002								
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		●	◎	0.040								
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	◎	<0.002								
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		●	◎	0.011								
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下		●	◎	0.002								
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	●	◎	<0.008									
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	色			<0.01					年1回(B)			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				0.02								
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				<0.03								
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下				<0.01								
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味覚			26.5					年1回	年1回(B)		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色			<0.005								
38	塩化物イオン	200mg/L以下	●	◎	18.8	月1回							月1回	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	味覚			120							年4回	年4回
40	蒸発残留物	500mg/L以下			260									
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡			<0.02							年1回(B)	
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	●		<0.000001								発生時期に月1回
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		●		<0.000001								
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡			<0.005							年4回	年4回
45	フェノール類	0.005mg/L以下	におい			<0.0005								
46	有機物等(TOC)	3mg/L以下	味覚	●	◎	1.0					月1回	月1回		
47	pH値	5.8以上8.6以下	●	◎	7.9									
48	味	異常でないこと	●	◎	異常でない									
49	臭気	異常でないこと	●	◎	異常でない									
50	色度	5度以下	●	◎	<1									
51	濁度	2度以下	●	◎	<0.1									

※1 R6年度は、まだ全ての検査を終了していないが、今のところ異常値はない。

(A) 浄水受水の水質データは千葉県営水道から提供される4回/年のデータ+千葉市が測定する1回/年のデータ。

(B) この項目は、水道法施行規則第15条第1項第3号ハにより、検査回数を減じることができる。

要約 過去3年間の最大値が基準値の1/5以下の場合は年1回以上、1/10以下の場合は3年に1回以上とすることができる。

ただし、水源水質に変化がある場合は、除く。

表1 定期水質検査の検査頻度(水質基準項目)

美空台公園

No	基準項目	基準値	分類	削減不可項目	省略不可項目	※1 給水区域内の過去3年間の最大値(R3年度~R5年度)(<x.xxは、定量下限値以下を表す)	原水			給水					
							浄水受水	地下水(認定水源)土気4・5号井	地下水(緊急用井戸)	法令に基づく検査頻度	蛇口				
1	一般細菌	100CFU/mL以下	病原生物の代替指標	●	◎	0	年2回	年2回	年2回	月1回	月1回				
2	大腸菌	検出されないこと		●	◎	不検出				月1回	月1回				
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物・重金属			<0.0003				年2回	年2回	年2回	年1回(B)	年1回(B)	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				<0.00005									
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001									
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001									
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001									
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下				<0.002									
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				<0.004									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		●	◎	<0.001									年4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				0.8									年1回(B)
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				0.08									
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.1										
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下			<0.0002										
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下			<0.005										
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	一般有機・化学物質			<0.002									
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				<0.001									
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001									
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001									
20	ベンゼン	0.01mg/L以下				<0.001									
21	塩素酸	0.6mg/L以下		●	◎	0.10				年4回					
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	●	◎	<0.002	年4回									
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	●	◎	0.012	年4回									
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	●	◎	<0.003	年4回									
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	●	◎	0.008	年4回									
26	臭素酸	0.01mg/L以下	●	◎	0.003	年4回									
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	●	◎	0.028	年4回									
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	●	◎	<0.003	年4回									
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	●	◎	0.008	年4回									
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	●	◎	0.003	年4回									
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	●	◎	<0.008	年4回									
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	色			<0.01	年1回(B)								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				<0.02									
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				<0.03									
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下				<0.01									
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味覚			21.7	年2回								
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色			<0.005									
38	塩化物イオン	200mg/L以下	●	◎	19.4	月1回	月1回								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	味覚			120	年4回								
40	蒸発残留物	500mg/L以下			240	年4回									
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡			0.02	年1回(B)								
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	●		<0.000001	発生時期に年1回								
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		●		<0.000001									
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡			<0.005	年4回								
45	フェノール類	0.005mg/L以下	におい			<0.0005									
46	有機物等(TOC)	3mg/L以下	味覚	●	◎	0.8	年2回								
47	pH値	5.8以上8.6以下	●	◎	7.9										
48	味	異常でないこと	●	◎	異常でない	月1回		月1回							
49	臭気	異常でないこと	●	◎	異常でない										
50	色度	5度以下	●	◎	<1										
51	濁度	2度以下	●	◎	<0.1										

※1 R6年度は、まだ全ての検査を終了していないが、今のところ異常値はない。

(A) 浄水受水の水質データは千葉県営水道から提供される4回/年のデータ+千葉市が測定する1回/年のデータ。

(B) この項目は、水道法施行規則第15条第1項第3号ハにより、検査回数を減じることができる。

要約 過去3年間の最大値が基準値の1/5以下の場合は年1回以上、1/10以下の場合は3年に1回以上とすることができる。

ただし、水源水質に変化がある場合は、除く。

表1 定期水質検査の検査頻度(水質基準項目)

大野台中央公園

No	基準項目	基準値	分類	削減不可項目	省略不可項目	※1 給水区域内の過去3年間の最大値(R3年度~R5年度)(<x.xxは、定量下限値以下を表す)	原水			給水			
							浄水受水	地下水(認定水源)	地下水(緊急用井戸)	法令に基づく検査頻度	蛇口		
1	一般細菌	100CFU/mL以下	病原生物の代替指標	●	◎	0	年5回(A)			月1回	月1回		
2	大腸菌	検出されないこと		●	◎	不検出				月1回	月1回		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物・重金属			<0.0003				年1回(B)		年4回	年1回(B)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				<0.00005							
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001							
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001							
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001							
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下				<0.002							
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				<0.004							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		●	◎	<0.001							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				0.7							
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				0.09							
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.1								
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機・化学物質			<0.0002				年1回(B)		年4回	年1回(B)
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下				<0.005							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				<0.002							
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				<0.001							
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001							
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001							
20	ベンゼン	0.01mg/L以下				<0.001							
21	塩素酸	0.6mg/L以下		●	◎	0.07							
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	●	◎	<0.002								
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	●	◎	0.018								
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	●	◎	0.004								
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	●	◎	0.010								
26	臭素酸	0.01mg/L以下	●	◎	0.001								
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	●	◎	0.040								
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	●	◎	<0.003								
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	●	◎	0.012								
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	●	◎	0.003								
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	●	◎	<0.008								
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	色			<0.01				年1回(B)		年4回	年1回(B)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				0.02							
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				<0.03							
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下				<0.01							
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味覚			27.0				月1回	月1回	年4回	年1回(B)
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色			<0.005							
38	塩化物イオン	200mg/L以下	●	◎	18.7	月1回				月1回	年4回	年1回(B)	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	味覚										127
40	蒸発残留物	500mg/L以下				273				年4回	年4回	年1回(B)	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡			<0.02							
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	●		<0.000001				発生時期に月1回	発生時期に月1回	年4回	年1回(B)
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		●		<0.000001							
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡			<0.005				年4回	年4回	年1回(B)	
45	フェノール類	0.005mg/L以下	におい			<0.0005							
46	有機物等(TOC)	3mg/L以下	味覚	●	◎	1.0				月1回	月1回		
47	pH値	5.8以上8.6以下	●	◎	7.8								
48	味	異常でないこと	●	◎	異常でない								
49	臭気	異常でないこと	●	◎	異常でない								
50	色度	5度以下	●	◎	<1								
51	濁度	2度以下	●	◎	<0.1								

※1 R6年度は、まだ全ての検査を終了していないが、今のところ異常値はない。

(A) 浄水受水の水質データは千葉県営水道から提供される4回/年のデータ+千葉市が測定する1回/年のデータ。

(B) この項目は、水道法施行規則第15条第1項第3号ハにより、検査回数を減じることができる。

要約 過去3年間の最大値が基準値の1/5以下の場合は年1回以上、1/10以下の場合は3年に1回以上とすることができる。

ただし、水源水質に変化がある場合は、除く。

表1 定期水質検査の検査頻度(水質基準項目)

野呂団地公園

No	基準項目	基準値	分類	削減不可項目	省略不可項目	※1 給水区域内の過去3年間の最大値(R3年度~R5年度)(<x.xxは、定量下限値以下を表す)	原水			給水						
							浄水受水	地下水(認定水源更科1・2号井)	地下水(緊急用井戸)	法令に基づく検査頻度	蛇口					
1	一般細菌	100CFU/mL以下	病原生物の代替指標	●	◎	0	年2回	-	-	月1回	月1回					
2	大腸菌	検出されないこと		●	◎	不検出				月1回	月1回					
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物・重金属			<0.0003				年2回	-	-	年1回(B)	-		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				<0.00005										
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001										
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001										
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001										
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下				<0.002										
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				<0.004										
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		●	◎	<0.001									年4回	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				<0.2										
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				<0.08										
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.1											
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機・化学物質			<0.0002				年2回	-	-	年1回(B)	-		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下				<0.005										
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				<0.002										
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				<0.001										
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001										
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001										
20	ベンゼン	0.01mg/L以下				<0.001										
21	塩素酸	0.6mg/L以下		●	◎	0.24									-	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		●	◎	<0.002									-	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下		●	◎	0.002									-	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	●	◎	<0.003	-										
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	●	◎	0.003	-										
26	臭素酸	0.01mg/L以下	●	◎	<0.001	-										
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	●	◎	0.008	-										
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	●	◎	<0.003	-										
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	●	◎	0.003	-										
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	●	◎	<0.001	-										
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	●	◎	<0.008	-										
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	色			<0.01	年2回	-	-	年1回(B)	-					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				<0.02				年4回						
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				0.12				年1回(B)						
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下				<0.01				年1回(B)						
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味覚			8.8	年2回	-	-	-	-					
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色			<0.005										
38	塩化物イオン	200mg/L以下		●	◎	6.3	年2回	-	-	-	-					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	味覚			46.8						月1回	月1回			
40	蒸発残留物	500mg/L以下				150	年2回	-	-	-	-					
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡			<0.02						年4回	年4回			
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	●		<0.000001	発生時期に年1回	-	-	-	-					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		●		<0.000001						発生時期に月1回	発生時期に月1回			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡			<0.005	年2回	-	-	-	-					
45	フェノール類	0.005mg/L以下	におい			<0.0005						年4回	年4回			
46	有機物等(TOC)	3mg/L以下	味覚	●	◎	0.3	年2回	-	-	-	-					
47	pH値	5.8以上8.6以下		●	◎	8.2										
48	味	異常でないこと		●	◎	異常でない						月1回	-	-	-	-
49	臭気	異常でないこと		●	◎	異常でない										
50	色度	5度以下		●	◎	1.0										
51	濁度	2度以下		●	◎	<0.1										

※1 R6年度は、まだ全ての検査を終了していないが、今のところ異常値はない。

(A) 浄水受水の水質データは千葉県営水道から提供される4回/年のデータ+千葉市が測定する1回/年のデータ。

(B) この項目は、水道法施行規則第15条第1項第3号ハにより、検査回数を減じることができる。

要約 過去3年間の最大値が基準値の1/5以下の場合は年1回以上、1/10以下の場合は3年に1回以上とすることができる。

ただし、水源水質に変化がある場合は、除く。

表1 定期水質検査の検査頻度(水質基準項目)

下田塵芥汚水処理場

No	基準項目	基準値	分類	削減不可項目	省略不可項目	※1 給水区域内の過去3年間の最大値(R3年度~R5年度)(x.xxは、定量下限値以下を表す)	原水			給水	
							浄水受水	地下水(認定水源)リサーチバー-1号井	地下水(緊急用井戸)	法令に基づく検査頻度	蛇口
1	一般細菌	100CFU/mL以下	病原生物の代替指標	●	◎	0	年2回	-	-	月1回	月1回
2	大腸菌	検出されないこと		●	◎	不検出				月1回	月1回
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下			<0.0003	年1回(B)					
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下			<0.00005						
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下			<0.001						
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下			<0.001						
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下			<0.001						
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下			<0.002						
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下			<0.004						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	●	◎	<0.001					年4回	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下			<0.2					年1回(B)	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下			<0.08						
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.1						
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下			<0.0002						
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下			<0.005						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			<0.002						
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下			<0.001						
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下			<0.001						
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下			<0.001						
20	ベンゼン	0.01mg/L以下			<0.001						
21	塩素酸	0.6mg/L以下	●	◎	0.28	年4回					
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	●	◎	<0.002						
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	●	◎	0.006						
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	●	◎	<0.003						
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	●	◎	0.002						
26	臭素酸	0.01mg/L以下	●	◎	<0.001						
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	●	◎	0.012						
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	●	◎	<0.003						
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	●	◎	0.004						
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	●	◎	<0.001						
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	●	◎	<0.008	年1回(B)					
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.01						
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下			<0.02						
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下			0.04						
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.01						
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味覚		11.7	年2回					
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色		<0.005						
38	塩化物イオン	200mg/L以下	●	◎	6.5	月1回				月1回	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	味覚		53.0	年4回				年1回(B)	
40	蒸発残留物	500mg/L以下			150					年4回	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡		<0.02	発生時期に年1回				年1回(B)	
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	●	<0.000001					発生時期に月1回	発生時期に月1回
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	カビ臭	●	<0.000001	年4回				年4回	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡		<0.005					年1回(B)	
45	フェノール類	0.005mg/L以下	におい		<0.0005	年2回	月1回				
46	有機物等(TOC)	3mg/L以下	味覚	●	◎			0.3			
47	pH値	5.8以上8.6以下		●	◎			8.3			
48	味	異常でないこと	●	◎	異常でない			月1回	月1回		
49	臭気	異常でないこと	●	◎	異常でない						
50	色度	5度以下	●	◎	1.2						
51	濁度	2度以下	●	◎	<0.1						

※1 R6年度は、まだ全ての検査を終了していないが、今のところ異常値はない。

(A) 浄水受水の水質データは千葉県水道から提供される4回/年のデータ+千葉県が測定する1回/年のデータ。

(B) この項目は、水道法施行規則第15条第1項第3号ハにより、検査回数を減じることができる。

要約 過去3年間の最大値が基準値の1/5以下の場合は年1回以上、1/10以下の場合は3年に1回以上とすることができる。

ただし、水源水質に変化がある場合は、除く。

表1 定期水質検査の検査頻度(水質基準項目)

多部田第1公園

No	基準項目	基準値	分類	削減不可項目	省略不可項目	※1 給水区域内の過去3年間の最大値(R3年度~R5年度)(<x.xxは、定量下限値以下を表す)	原水			給水				
							浄水受水	地下水(認定水源)	地下水(緊急用井戸)	法令に基づく検査頻度	蛇口			
1	一般細菌	100CFU/mL以下	病原生物の代替指標	●	◎	0	年5回(A)			月1回	月1回			
2	大腸菌	検出されないこと		●	◎	不検出				月1回	月1回			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物・重金属			<0.0003				年1回(B)		年4回	年1回(B)	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				<0.00005								
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001								
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001								
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001								
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下				<0.002								
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				<0.004								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		●	◎	<0.001								年4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				2.4								
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				0.10								
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			<0.1									
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機・化学物質			<0.0002				年1回(B)	年4回	年1回(B)		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下				<0.005								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				<0.002								
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				<0.001								
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001								
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001								
20	ベンゼン	0.01mg/L以下				<0.001								
21	塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物	●	◎	0.30				年4回	年4回	年4回		
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		●	◎	<0.002								
23	クロロホルム	0.06mg/L以下		●	◎	0.020								
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	◎	0.007								
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		●	◎	0.009								
26	臭素酸	0.01mg/L以下		●	◎	<0.001								
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		●	◎	0.040								
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	◎	0.008								
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		●	◎	0.013								
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下		●	◎	0.002								
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		●	◎	<0.008								
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	色			<0.01				年1回(B)	年1回(B)	年1回(B)		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				0.04								
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				<0.03								
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下				<0.01								
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味覚			19.0				月1回	月1回	月1回		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色			<0.005								
38	塩化物イオン	200mg/L以下		●	◎	37.4				年4回	年4回	年4回		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	味覚			86								
40	蒸発残留物	500mg/L以下				213				発生時期に月1回	発生時期に月1回	発生時期に月1回		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡			<0.02								
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	●		<0.000001				年4回	年4回	年4回		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		●		<0.000001								
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡			<0.005				年4回	年4回	年4回		
45	フェノール類	0.005mg/L以下	におい			<0.0005								
46	有機物等(TOC)	3mg/L以下	味覚	●	◎	0.9				月1回	月1回	月1回		
47	pH値	5.8以上8.6以下		●	◎	7.9								
48	味	異常でないこと		●	◎	異常でない								
49	臭気	異常でないこと		●	◎	異常でない								
50	色度	5度以下		●	◎	<1								
51	濁度	2度以下		●	◎	<0.1								

※1 R6年度は、まだ全ての検査を終了していないが、今のところ異常値はない。

(A) 浄水受水の水質データは千葉県営水道から提供される4回/年のデータ+千葉市が測定する1回/年のデータ。

(B) この項目は、水道法施行規則第15条第1項第3号ハにより、検査回数を減じることができる。

要約 過去3年間の最大値が基準値の1/5以下の場合は年1回以上、1/10以下の場合は3年に1回以上とすることができる。

ただし、水源水質に変化がある場合は、除く。

表2 定期水質検査の検査頻度(水質管理目標設定項目)

水質管理目標設定項目	目標値	原 水			給 水
		浄水受水 ※(A)	地下水 (認定水源)	地下水 (緊急用井戸)	蛇 口
1 アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	年5回	年1回	年1回	—
2 ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)				—
3 ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下		—	—	年1回
5 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		年1回	年1回	—
8 トルエン	0.4mg/L以下				—
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	—	—	—	
10 亜塩素酸 ※1	0.6mg/L以下	—	—	—	
12 二酸化塩素 ※1	0.6mg/L以下	—	—	—	
13 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	年5回	—	—	年1回
14 抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)		—	—	
15 農薬類 ※2	1以下(検出値と目標値の比の和として)	—	年1回	年1回	—
16 残留塩素(総和)	1mg/L以下	年5回	—	—	毎月
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上-100mg/L以下	×	×	×	×
18 マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	×	×	×	×
19 遊離炭酸	20mg/L以下	年1回	年1回	年1回	—
20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	年5回			—
21 メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下		—	—	—
22 有機物等(KMnO4消費量)	3mg/L以下	×	×	×	×
23 臭気強度(TON)	3以下	年5回	年1回	年1回	年1回
24 蒸発残留物	30以上-200mg/L以下	×	×	×	×
25 濁度	1度以下	×	×	×	×
26 pH値	7.5程度	×	×	×	×
27 腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	年1回	年1回	年1回	年1回
28 従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2000以下(暫定)	年5回			
29 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下		—	—	—
30 アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下(アルミニウムに関して)	×	×	×	×
31 PFOS及びPFOAの量の和	0.00005mg/L以下(暫定)	年1回	年4回	年1回	年4回

※1 二酸化塩素は、消毒剤として使用していないため検査を省略する

亜塩素酸は、二酸化塩素の分解生成物のため検査を省略する

※2 農薬類(表4)

農薬類の目標値は、農薬ごとの検出値をそれぞれの目標値で除した値の総和とする

※(A) 浄水受水の水質データは千葉県営水道から提供される4回/年のデータ+千葉市が測定する1回/年のデータ(農薬除く)

農薬検査データは、平川受水を除き県営水道の検査結果を使用する

⊗ : 基準項目の検査で行う

有機物等(KMnO4消費量)は基準項目の有機物等(TOC)のデータを代替する

— : 未検査

項目番号4、6、7、11は欠番

表3 定期水質検査の検査頻度(毎日検査項目、その他項目)

毎日検査項目及びその他項目	原 水				給水栓 (蛇口)
	浄水受水		地下水 (認定水源)	地下水 (緊急用井戸)	
	検査結果照会	受水検査			
※1 色度	4回/年	1回/年	—	—	毎日
※1 濁度	4回/年	1回/年	—	—	毎日
※1 残留塩素	4回/年	1回/年	—	—	毎日
※1 pH値	4回/年	1回/年	—	—	毎日
※1 臭気	4回/年	1回/年	—	※3 3回/年 (6月~8月)	毎日
味	—	—	—	※3 3回/年 (6月~8月)	—
アンモニア態窒素	※2	—	1回/月	1回/月 (6月~8月)	—
クリプトスポリジウム指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)	※2	—	4回/年	1回/年 (6月~8月)	—
ダイオキシン類	※2	—	1回/年	1回/年 (6月~8月)	—
放射性セシウム(Cs134・Cs137)	※2	—	4回/年	1回/年 (6月~8月)	—

※1 法令に基づく毎日検査項目

※2 原水の検査結果を県営水道のホームページで確認する

※3 平川1号井のみ実施

□ は、未検査

表4 水質管理目標設定項目の農薬類

水質検査項目(56項目)

水質管理目標設定項目	用途	目標値 (mg/L)
1 1,3-ジクロロプロベン(D-D)	殺虫剤	0.05
2 EPN	殺虫剤	0.004
3 MCPA	除草剤	0.005
4 アシュラム	除草剤	0.9
5 アセフェート	殺虫剤	0.006
6 イソキサチオン	殺虫剤	0.005
7 イソプロチオラン(IPT)	殺菌剤	0.3
8 イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.09
9 イミノクタジン	殺菌剤	0.006
10 エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08
11 オキサジクロメホン	除草剤	0.02
12 オキシ銅(有機銅)	殺菌剤	0.03
13 カルタップ	殺虫剤	0.08
14 カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.02
15 キャプタン	殺菌剤	0.3
16 グリホサート	除草剤	2
17 グルホシネート	除草剤	0.02
18 クロルピリホス	殺虫剤	0.003
19 クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	0.05
20 シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003
21 ジクロルボス(DDVP)	殺虫剤	0.008
22 ジクワット	除草剤	0.01
23 ジチオカルバメート系農薬	殺菌剤・殺虫剤	0.005 (二硫化炭素として)
24 ジメエート	殺虫剤	0.05
25 ダイアジノン	殺虫剤	0.003
26 ダイムロン	除草剤	0.8
27 ダゾメット,メタム及び メチルイソチオシネート	殺菌剤、殺虫剤・除草剤	0.01 (メチルイソチオシネートとして)
28 チウラム	殺菌剤	0.02
29 チオジカルブ	殺虫剤	0.08
30 チオファネートメチル	殺菌剤	0.3
31 テフリルトリオン	除草剤	0.002
32 トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.005
33 トリフルラリン	除草剤	0.06
34 パラコート	除草剤	0.01
35 ピラクロニル	除草剤	0.01
36 フィプロニル	殺虫剤	0.0005
37 フェントロチオン(MEP)	殺虫剤	0.01
38 フェンチオン(MPP)	殺虫剤	0.006
39 フェントエート(PAP)	殺虫剤	0.007
40 ブタミホス	除草剤	0.02
41 フルアジナム	殺菌剤	0.03
42 プロシミドン	殺菌剤	0.09
43 プロチオホス	殺虫剤	0.007
44 プロベナゾール	殺菌剤	0.03
45 プロモブチド	除草剤	0.1
46 ベノミル	殺菌剤	0.02
47 ペンシクロン	殺菌剤	0.1
48 ベンタゾン	除草剤	0.2
49 ベンディメタリン	除草剤	0.3
50 ベンフラカルブ	殺虫剤	0.02
51 ホスチアゼート	殺虫剤	0.005
52 マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7
53 メコプロップ(MCPP)	除草剤	0.05
54 メソミル	殺虫剤	0.03
55 メタラキシル	殺菌剤	0.2
56 メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004